#### 1. 調査概要(1)調査計画

#### 1. 調査概要

#### (1)調査計画

#### 調査目的

我が国の非営利組織<sup>1</sup>は、企業や行政と並ぶ多様な社会問題の解決主体として、社会全体から期待される存在になっている。2006年の公益法人制度改革により、従来の民法上の公益法人(社団法人及び財産法人)及び中間法人法に基づく中間法人を統合する形で発足した一般法人(一般社団法人及び一般財団法人)<sup>2</sup>は、一般法人法施行後15年目に入り、法人総数8万弱に達し、特定非営利活動促進法施行後25年目を迎えた特定非営利活動法人(NPO法人)総数の約5万法人を上回る成長を遂げている<sup>3</sup>。

一般法人は、多様な目的のために幅広く活用されており、社会問題の解決に寄 与・貢献する法人も少なくないが、準則主義による設立のため、事業活動や運営 実態を常時把握する行政機関はなく、その実像・実態把握は十分とは言えない。

このような問題意識から、公益財団法人日本非営利組織評価センター(以下「JCNE」)では、2021年度、一般法人の組織運営の実態を解明するため、インターネットによるアンケート調査を行った(以下「JCNE2021」) 4。しかし、JCNE2021は、公益事業コミュニティサイト「CANPAN」 5への登録法人を対象としたことから、母集団に社会福祉分野の法人が多いなど偏りがあったことに加え、回答数及び回答率も十分なものとは言えなかった。

そこで、JCNEは、JCNE2021に続き、国税庁「法人番号公表サイト」・に登録されている一般社団法人及び一般財団法人を対象とした郵送によるアンケート調査を実施することにした(以下「JCNE2022」)。調査にあたっては、一般法人の組織運営の実態解明に引き続き注力するとともに、以下の2点に重点を置いて分析を行うことを目的とした。

- ① 一般法人の事業運営における理念目的と活動分野を明らかにすること。
- ② 一般法人の組織運営における悩み・困りごとを明らかにすること。
- 1. 非営利組織とは、営利を目的としない組織(団体)のことで、団体が事業を通じて得た利益や剰余金を出 資者等に分配しない組織のことを指す。本報告書においては、特定非営利活動法人、一般社団法人及び一 般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人を念頭に置く。
- 2. 本報告書においては、一般社団法人及び一般財団法人を総称して一般法人と呼ぶ。
- 3. 特定非営利活動促進法 (NPO法) の施行は1998年12月1日。一方、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (一般法人法) はNPO法施行から10年を経た2008年12月1日に施行された。
- 4. <a href="http://jcne.or.jp/2021/08/02/report-7/">http://jcne.or.jp/2021/08/02/report-7/</a>
- 5. <a href="http://fields.canpan.info/">http://fields.canpan.info/</a>
- 6. <a href="https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/">https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/</a>

#### 1. 調査概要(1)調査計画

# 調査対象

JCNE2022においては、国税庁「法人番号公表サイト」からダウンロードした 一般法人のデータの中から、無作為に8,000件のサンプルを抽出して調査対象の母 集団とした。

無作為抽出にあたっては、データのダウンロード時点(2022年7月19日)における一般法人の登録データ件数83,482件から、登記閉鎖法人を除外して、社団・財団別件数及び都道府県別件数を把握した。その上で、調査対象サンプル数(母集団)を、登録データ件数の概ね10%にあたる8,000件とし、登録データ件数と相似形になるよう、社団・財団別及び都道府県別に比例按分した。

#### 調査方法

JCNE2021の実績(回答数154件、回収率8.3%)を踏まえ、また類似のアンケート調査結果7の回収率を参考にして、回収率10%にあたる800件を回収目標とした。また、アンケート調査は、以下の方法により実施した。

- 実施期間:2022年8月14日~同年9月16日。
- 調査手段:アンケート用紙送付による郵送調査。
- 業務委託先:対象先の抽出・リスト作成、アンケート用紙の印刷・封入・発送・回収、データの入力・集計は、外部の調査会社(株) MSSに委託。

- 7. 回答率の参考とした類似の調査として、主なものを以下に挙げる(JCNE2021除く)。
- 日本能率協会「第42回 当面する企業経営課題に関する調査」郵送調査・回答率10.3%(2021年7月)
- 内閣府「令和2年度 特定非営利活動法人に関する実態調査」輸送調査・オンライン調査・54.5%(2021 年1月)
- 内閣府「民間非営利団体実態調査」郵送調査…回答率87.7% (2021年6月)
- 静岡県「静岡県内NPO法人・一般社団法人に関する調査」郵送調査・回答率50.9%(2020年1月)
- 独立行政法人経済産業研究所「第4回 日本におけるサードセクター組織の現状と課題」郵送調査(web 併用)・・回答率13.2%(2017年3月)

# 1. 調査概要(1)調査計画

# アンケート項目

JCNE2021では、法人属性に関する質問6問(選択回答及び記入回答)とアンケート本文16問(すべて選択回答)に加え、JCNEへの意見要望等1問の構成であった。

これに対し、JCNE2022では、アンケート本文28問(選択回答17問、記入回答10問、複合回答1問)、法人属性に関する質問7問(選択回答及び記入回答)とした(JCNE2021とJCNE2022の比較については、図表0-1参照)。アンケート調査票の章立ては以下の通りである(アンケート調査票の原文は、「5.アンケート調査票」を参照)。

- (1) 法人について
- (2) 人的資源
- (3) 財政
- (4) 事業
- (5)組織運営
- (6)情報公開・情報発信

#### 図表0-1: JCNE2021とJCNE2022の比較

比較項目	JCNE2021	JCNE2022
調査対象	公益事業コミュニティサイト 「CANPAN」登録の一般法人	国税庁「法人番号公表サイト」 登録の一般法人
調査年月日	2021年1月22日~2月7日	2022年8月14日~9月16日
調査方法	インターネット調査	郵送調査
送付件数/有効回答数 (回答率)	1,866件/154件 (8.3%)	8,000件/727件 (9.1%)

# 図表0-1: JCNE2021とJCNE2022の比較

調査で共通する質問

比較項目	JCNE2021	JCNE2022
	1.税制上の区分	1-1.税法による法人区分1-2.法人区分の選択理由
	2.事業内容	2.一般法人設立前の事業の実施
	3.設立経過年数	3.設立時社員・設立者
	4.法人を経営する上での困りごと	4.公益法人化の意向
	5.支出規模	5.代表者のプロフィール
	6.主たる収入源	6.監事のプロフィール
	7.雇用者数	7-1.社員の人数(うち理事兼務社員数)・評議員の人数
	8.役員・社員・評議員数	7-2.理事の人数(うち常勤理事数)7-3.監事の人数
	9.社員総会・評議員会の開催数	8.雇用者の人数(うち常勤職員数)
	10.理事会(役員会)の開催数	9-1.代表者の募集方法 9-2.代表者の決定方法
	11.定款を除く規程整備の状況	10-1.年間の経常支出額 10-2.人件費の割合
アンケート項目	12.準拠する会計基準	11-1.年間の経常収入額 11-2.貰った収入の割合
	13.HP等での財務情報公開	11-3.寄附金の割合
	14.予算・事業計画策定	12-1.定款の目的 12-2.目的達成のための最重要事業
	15.公益認定取得計画	13.他者との連携・協働
	16.JCNEの認知度	14.困りごと
		15.社員総会・評議員会の開催
		16.理事会(役員会)の開催
		17.事業計画・予算の策定
		18.ホームページ・SNSの活用
		19.ディスクロージャー
		20.意見・主張の発信の取組み
	属性情報:法人名・記入者名・記入 者の役職・連絡先	属性情報:法人名・所在地・連絡先 ・記入者名・設立年月日

#### 1. 調査概要

# (2)回収結果

## 回収結果

回収結果は、以下の通りとなった。

■ 送付データ:8,000件(ダウンロード日:'22/7/19)

内訳:一般社団法人7,226件 一般財団法人774件

■ 有効回答総数:727件(最終確定:'22/9/30)

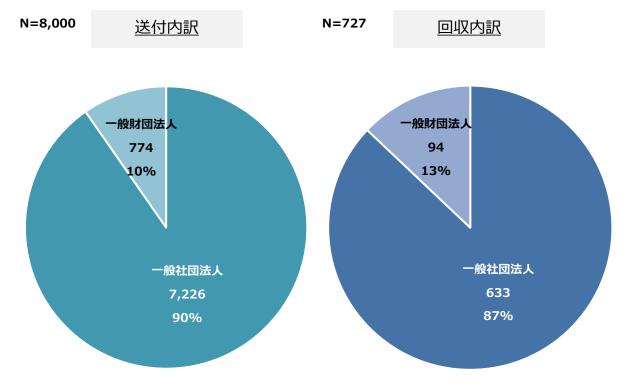
内訳:一般社団法人633件 一般財団法人94件

■ 回収率9.1% (一般社団法人8.8% 一般財団法人12.1%)

# 法人格別の状況

有効回答総数の一般社団法人:一般財団法人の比率は、87対13であり、抽出した母集団の比率(90:10)と概ね同等である。回答率は、若干ではあるが、財団法人の方が上回った(図表0-2参照)。

図表0-2:送付内訳と回収内訳



# 都道府県別の状況

JCNE2022においては、47すべての都道府県から回答が得られた。東京都が最大で、全体の20%を占める(図表0-3参照)。

図表0-3:都道府県別の状況

	社団				財団			合計		
	送付数	回答数	回答率	送付数	回答数	回答率	送付数	回答数	回答率	
北海道	209	27	12.9%	25	5	20.0%	234	32	13.7%	
青森	37	8	21.6%	15	3	20.0%	52	11	21.2%	
岩手	53	13	24.5%	7	0	0.0%	60	13	21.7%	
宮城	101	13	12.9%	16	2	12.5%	117	15	12.8%	
秋田	20	6	30.0%	7	2	28.6%	27	8	29.6%	
山形	31	3	9.7%	4	1	25.0%	35	4	11.4%	
福島	64	9	14.1%	17	2	11.8%	81	11	13.6%	
茨城	72	7	9.7%	10	1	10.0%	82	8	9.8%	
栃木	49	7	14.3%	6	0	0.0%	55	7	12.7%	
群馬	46	5	10.9%	2	1	50.0%	48	6	12.5%	
埼玉	189	16	8.5%	8	0	0.0%	197	16	8.1%	
千葉	223	15	6.7%	16	3	18.8%	239	18	7.5%	
東京	2,640	129	4.9%	248	19	7.7%	2,888	148	5.1%	
神奈川	355	30	8.5%	29	2	6.9%	384	32	8.3%	
新潟	69	14	20.3%	10	4	40.0%	79	18	22.8%	
富山	42	3	7.1%	5	0	0.0%	47	3	6.4%	
石川	49	9	18.4%	10	2	20.0%	59	11	18.6%	
福井	27	4	14.8%	5	0	0.0%	32	4	12.5%	
山梨	40	3	7.5%	6	0	0.0%	46	3	6.5%	
長野	100	11	11.0%	13	3	23.1%	113	14	12.4%	
岐阜	61	6	9.8%	9	4	44.4%	70	10	14.3%	
静岡	127	12	9.4%	15	3	20.0%	142	15	10.6%	
愛知	291	28	9.6%	23	2	8.7%	314	30	9.6%	

図表0-3:都道府県別の状況

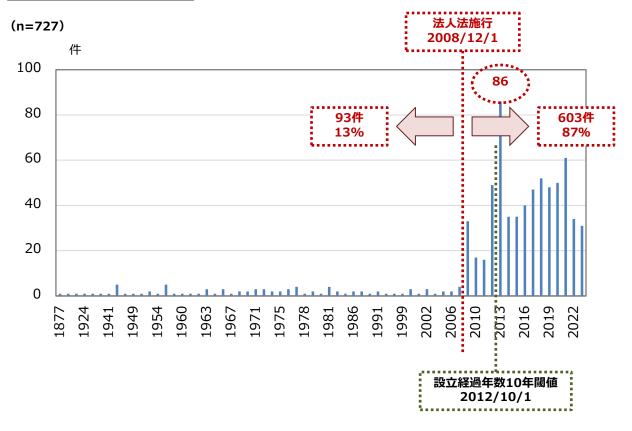
	社団				財団			合計		
	送付数	回答数	回答率	送付数	回答数	回答率	送付数	回答数	回答率	
三重	60	9	15.0%	19	4	21.1%	79	13	16.5%	
滋賀	67	9	13.4%	4	0	0.0%	71	9	12.7%	
京都	163	18	11.0%	29	2	6.9%	192	20	10.1%	
大阪	523	32	6.1%	48	4	8.3%	571	36	6.3%	
兵庫	279	28	10.0%	21	3	14.3%	300	31	10.4%	
奈良	68	7	10.3%	7	0	0.0%	75	7	9.3%	
和歌山	33	3	9.1%	2	0	0.0%	35	3	8.6%	
鳥取	24	5	20.8%	2	0	0.0%	26	5	19.2%	
島根	25	2	8.0%	4	0	0.0%	29	2	6.9%	
岡山	82	15	18.3%	10	2	20.0%	92	17	18.5%	
広島	113	13	11.5%	24	5	20.8%	137	18	13.1%	
山口	51	8	15.7%	9	3	33.3%	60	11	18.3%	
徳島	39	7	17.9%	4	0	0.0%	43	7	16.3%	
香川	35	3	8.6%	4	1	25.0%	39	4	10.3%	
愛媛	48	3	6.3%	1	0	0.0%	49	3	6.1%	
高知	25	7	28.0%	2	1	50.0%	27	8	29.6%	
福岡	237	23	9.7%	20	1	5.0%	257	24	9.3%	
佐賀	39	5	12.8%	6	1	16.7%	45	6	13.3%	
長崎	54	7	13.0%	10	3	30.0%	64	10	15.6%	
熊本	103	17	16.5%	8	1	12.5%	111	18	16.2%	
大分	44	5	11.4%	5	0	0.0%	49	5	10.2%	
宮崎	48	10	20.8%	7	1	14.3%	55	11	20.0%	
鹿児島	52	6	11.5%	8	1	12.5%	60	7	11.7%	
沖縄	119	13	10.9%	14	2	14.3%	133	15	11.3%	
合計	7,226	633	8.8%	774	94	12.1%	8,000	727	9.1%	

# 設立年別の状況

法人属性に関する質問のうち、一般法人の設立年月日に対する回答結果をみると、一般法人法施行前(2008年12月1日前)の設立は93件(13%)に留まるのに対し、一般法人法施行後(2008年12月1日以降)の設立は603件(87%)に上る(図表0-4参照)。

2013年に設立件数が86件と突出しており、その理由は定かではないが、2011年の東日本大震災の発生により設立が延期された可能性や、2012年から始まった新たな認定特定非営利活動法人制度の創設8に対するリアクションの可能性などが考えられる9。

図表0-4:設立年別の状況



<sup>8.</sup> 認定NPO法人制度および仮認定NPO法人制度(2017年4月1日から、仮認定NPO法人は、特例認定NPO法人に名称変更された)。国税庁長官の認定から所轄庁の認定に変更された。

<sup>9.</sup> 現在一般法人である法人の前身の法人を含めた設立年。

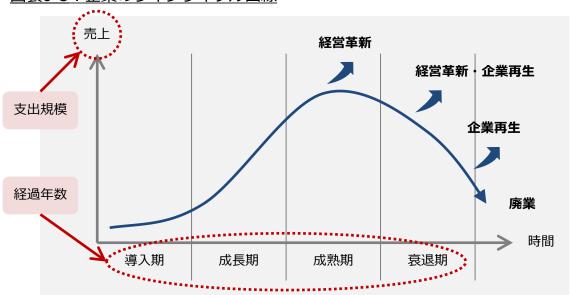
#### 1. 調査概要

#### (3)調査の分析軸

# 【昨年度調査(JCNE2021)の分析】

JCNE2021においては、企業のライフサイクル曲線を意識し(図表0-5参照)、 支出規模と経過年数を分析の切り口として、各質問項目についてクロス集計分析 を行った(図表0-6参照)。

前述の通り、調査対象が「CANPAN」登録の一般法人であったことから、母集団の偏りや、回答数(154件)及び回答率(約8%)も十分なものではなかった。



図表0-5:企業のライフサイクル曲線

図表0-6: JCNE2021のクロス集計分析

質問項目	支出規模	経過年数
法人経営上の困りごと	0	0
収入源の分布	0	0
雇用者数の分布	0	0
規程の整備状況	0	0
会計基準の分布	0	_
ホームページでの財務情報の開示	0	0
予算事業計画の策定	0	_
公益認定取得の検討状況	0	0

# 【本年度調査(JCNE2022)の分析】

JCNE2022においては、調査の主たる目的を、①一般法人は、いかなる理念目的をもって、どのような分野で活動を行っているか、②一般法人は、組織運営において、どのような悩みや困りごとを抱えているかに重点を置いている(前掲

(1)調査計画参照)。端的に言えば、①理念目的、活動分野と②組織運営上の課題を明らかにすることを主眼としている。

そこで、まず①を明らかにするため、JCNE2021の分析の切り口(支出規模・経過年数)に代わり、(ア)<u>誰の利益を志向して活動を行っているのか</u>、(イ)活動分野の業種は何かを主な切り口として分析を進めることとした。

(ア)については、まず公益性の有無による法人税法上の取扱いに関する税法 **区分**による類型化が考えられる。すなわち、非営利性徹底型法人、共益的活動目 的法人、普通法人による類型化である。JCNE2022では、まず、この区分のいず れであるかを問うている(Q1-1参照)。

しかし、JCNEでは、法人の活動目的と非営利型要件の充足は必ずしも対応一致していないのではないかとの問題意識を持っている10。例えば、一般法人立上げの相談においては、活動内容や事業計画には強い関心を示しても、法人税法上の取扱いについて無関心・無知であるケースが散見される。このような場合、雛形通りに定款を作成していたり、相談者に言われるがまま定款を作成している可能性が高いと考えられる。

そこで、本調査では、法人が非営利型要件を満たしているかどうかとは別に、 法人が定める目的(定款)や事業から判断して、法人が誰の利益のために活動し ているのかによって、調査対象法人を類型化することとした。本報告書では、こ れを<u>利益区分</u>と称して、税法区分に加えて分析の切り口とすることを試みた(詳 細は、後述①を参照)。

JCNE2022においては、主に税法区分と利益区分の2つの切り口を使ったクロス集計分析を行っている<sup>11</sup>。

<sup>10.</sup> 税法区分とその選択理由の回答結果については、Q1-1及びQ1-2を参照。また、税法区分と利益区分の分布状況については、図表12-1-Aを参照。

<sup>11.</sup> JCNE2022におけるクロス集計の一覧については、図表0-15を参照。

(イ)については、公益法人の公益目的事業の分類やNPO法人の特定非営利活動の分類を援用することが考えられるところ、一般法人の場合、民法上の旧社団法人・財団法人の流れをくむ法人に留まらず、中間法人からの移行による法人や、個人事業主や権利能力なき社団が法人成りした団体など、様々な沿革がみられる。そこで、JCNE2022においては、日本標準産業分類(総務省告示)による**業種区分**による分析を試みることとした(詳細は、後述②を参照)。

さらに(ア)(イ)の他に、調査項目(例えば、財政規模など)によっては、 法人の設立経過年数によって回答に差異が生じることは十分に考えられる。そこ で、JCNE2022においては、一部の項目について、補完的に<u>経過年数区分</u>による 分析を行うこととした(詳細は、後述③を参照)。

# ①利益区分

# (a) 法人が志向する利益による分類

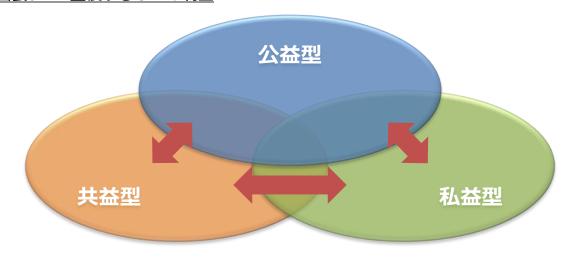
前述の通り、JCNE2022においては、法人が定款において定める目的や事業から判断して、法人が主として誰の利益を目的として活動を行っているのか、利益区分による類型化を試みた。そこで、調査対象法人を以下の3つの類型に区分することとした。

- 公益型 ( public benefit : 主として公益の追求を目指す法人)
- 共益型 (mutual benefit:主として共益の追求を目指す法人)
- 私益型 (private benefit:主として私益の追求を目指す法人)

# (b) 利益の分類の考え方-目的とする利益の重複について

3つの利益区分の定義は一見すると明確であるが、実際の分類作業においては、一定の工夫を要する。例えば、一義的には共益型の定義に当てはまると考えられる法人であっても、広く考えると公益型の定義にも当てはまると考えられるようなケースが散見される。このような重複は、共益型と公益型、私益型と公益型、共益型と私益型の間でそれぞれ考えられる(図表0-7参照)。法人が志向する利益は言わばグラデーションの状態にあると考えられる。

図表0-7:重複する3つの利益



この点、「公益型」かどうかの判断にあたっては、例えば、公益認定基準で示されている公益目的事業比率のような財務的な数値を判断基準とするという方法も考えられるところ、JCNEでは、公益性を志向しているかどうかの基準について、定款の目的やそれを達成するために最も重要と考えている事業から読み解くことを試みた。

そこで、JCNE2022においては、Q12-1において定款の目的を、さらにQ12-2 において定款目的達成のための最重要事業を1つ選んで25文字以内で記述による回答を求めた。実際に利益区分の判断にあたっては、定款の目的と最重要事業両方の記述回答から、不特定多数の利益を志向していると読み取れる場合には「公益型」、会員等の特定多数の利益を志向していると読み取れる場合には「共益型」、それ以外の場合には「私益型」と判断することとした。

「公益型」の分類作業においては、福祉や観光等のまちづくりなど行政目的達成のために民間において事業補完を行っている法人などを中心に、不特定多数の利益に該当するかどうかを判断した。

また、できる限り客観的かつ明確な分類を目指して、上記の記述回答の中から、特定のキーワード(例えば「公益」の文言など)が含まれている場合には「公益型」と判断するといった法則を発見できないか検討を試みたが、「共益型」に特徴的に現れる「会員相互の親睦」などの文言以外、規則性を発見することはできず、明確な基準化を図ることはできなかった。

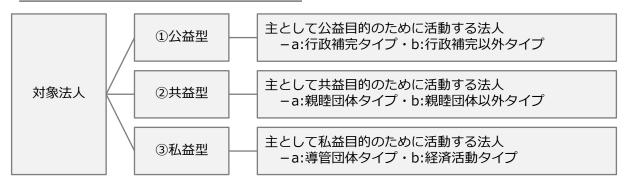
ただし、例えば「共益型」と「公益型」の分類の判断にあたっては、「共益型」と判断される法人であっても、法人の活動を通じて不特定多数の利益を志向することがうかがえる法人は「公益型」と判断した。

また、特に「公益型」の判断にあたっては、社会問題に取り組む一般法人が果たす役割の重要性に鑑みると、公益法人との整合性を図ることが望ましいと考える。そこで、実際に公益認定されている公益法人を参照し、ほぼ同じ目的で活動を行っていると判断しうる一般法人については、「公益型」と判断することとした。

# (c)活動タイプによる細分化

JCNE2022においては、利益区分による類型化を試みたが、より活動実態の詳細化・明確化を図る目的で、3つの類型それぞれについて、活動タイプによる細分化を試みた(図表0-8参照)。活動タイプの細分化の意義について、以下の通り述べておきたい。

図表0-8:利益区分による分類と細分化



■ 公益型:「a:行政補完タイプ」・「b:行政補完以外タイプ」 「公益型」に分類した法人のうち、外郭団体・各種公社等や行政機関(自治 体)との関わりが深いと評価される法人を「行政補完タイプ」と呼び、それ以外 の法人を「行政補完以外タイプ」と呼ぶことにした。

「公益型」の中でも、法人の成り立ち・沿革において自治体等が関与したことが認められる法人、行政目的事業を補完していると認められる法人、社員・評議員・役員に自治体の職員が参加しているなど人的・資本的なつながりが確認できる法人は、行政機関の関与がない中で公益目的事業に取り組む法人とは違った特徴を見出せるのではないかと考えた。そこで公益型の中でも自治体等の人材面・資金面・事業面で関与が明確に認められる法人を括り出して「行政補完タイプ」と呼んで分析の切り口とすることとした。

「行政補完タイプ」には、各種公社、観光協会、各種スポーツ協会、自動車協会などが含まれる(図表12-1-B参照)。

■ 共益型: 「a:親睦団体タイプ」・「b:親睦団体以外タイプ」

「共益型」に分類した法人のうち、同窓会に代表される構成員の親睦を図るような性質を持つ団体と評価される法人を「親睦団体タイプ」と呼び、それ以外を 「親睦団体以外タイプ」と呼ぶことにした。

「共益型」の中でも、同窓会に代表される非営利・非公益の法人は、親交を深めるだけでなく互助・共済事業を行う法人や職域団体などの法人とは違った特徴が見出せるのではないかと考えた。そこで、共益型の中でも同窓会や親睦団体を目的とする法人を括り出して「親睦団体タイプ」と呼んで分析の切り口とすることとした。

「親睦団体タイプ」には、同窓会、自治会等地縁団体、親睦会、顕彰団体などが含まれる(図表12-1-B参照)。

■ 私益型: 「a: 導管12団体タイプ」・「b: 経済活動タイプ」

「私益型」に分類した法人のうち、倒産隔離や財産管理が目的と考えられる法人を「導管団体タイプ」と呼び、それ以外の法人を「経済活動タイプ」と呼ぶことにした。

「私益型」の中でも、倒産隔離や財産管理が目的と考えられる法人は、自ら事業を興して経済活動を行っているわけではなく、自ら営利事業を行っている法人とは違った特徴が見出せるのではないかと考えた。そこで「私益型」の中でも倒産隔離や財産管理を事業とする法人を括り出して「導管団体タイプ」と呼んで分析の切り口とすることとした。

「導管団体タイプ」には、持株会社などの株式保有法人、資産流動化・信託受託者などが含まれる(図表12-1-B参照)。

<sup>12.</sup> 導管体とは、金融分野における用語。資産の証券化における特別目的事業体(資産を証券化するための事業体の総称。SPV = Special Purpose Vehicleと呼ばれる)が満たす要件であり、資産から得られた利益を投資家に配分する機能のことを指す。本報告書においては、私益型のうち、導管体のように法人が自ら経済活動を行う法人とは性格が異なる法人を括り出し、導管団体と呼ぶこととした。

活動タイプによる細分化は、調査対象法人全体を6つのタイプに区分することになる。それは結果的に、それぞれのタイプに属する回答数の減少をもたらすとともに、ある特定のタイプに回答数が集中して偏りが発生するような場合、そのまま分析の切り口として使用しても、有意義な分析結果は得られない可能性が高くなる13。

そこで、活動タイプによる細分化は、「2. 調査結果(4)事業」における集計 やクロス分析において活用することとした。

具体的には、「Q12-1.定款の目的」において、利益区分3類型「公益型」「共益型」「私益型」にそれぞれどのような回答法人が含まれるのかを示すにあたり、活動タイプに分けて表示すること(図表12-1-A、図表12-1-B参照)や、3類型の構成割合の比較検討において、要因分析の一つとして活動タイプを活用することとした(Q12-1:図表12-1、図表12-1-C参照)。

さらに、「Q13.他者との連携・協働」においては、活動タイプの違いによって、連携・協働する希望先に差異が生じるのかどうかというクロス集計分析を試み(図表13-C1~C6参照)、「Q14.困りごと」においては、活動タイプの違いによって、法人の困りごとに差異が生じるのかどうかというクロス集計分析を試みた(図表14-D1~D6参照)。

<sup>13.</sup> 利益区分による分類結果では、公益型「b:行政補完以外タイプ」が73%を占め、特定のタイプへの集中がみられた。

#### (d)先行研究との比較

一般法人の利益区分などによる類型化に関する先行研究として、大阪商業大学の初谷勇教授による中間法人の分野別・業務類型区分を目的とした調査を挙げたい。初谷教授は、準則主義に基づく中間法人は、公益法人やNPO法人と違って、悉皆的かつ経年的な統計がないことを指摘し、大阪法務局本局で登記された中間法人91法人を対象とする予備的調査(2005年度)を経て14、翌年には、対象を全国に拡大した「中間法人全国実態調査」(2006年度)15を行って、中間法人1,951法人の業務類型区分を試みている(図表0-9参照)。

中間法人と一般法人の違いはあるものの、中間法人は公益法人制度改革において一般法人に統合されていることから、先行研究とJCNE2022の間には類似性が認められる。類型化の細部では差異がみられるが、利益区分による分類レベルでは、前述の「中間法人全国実態調査」の切り口と概ね一致していると考えられる(図表0-10参照)。

図表0-9:「中間法人全国実態調査(2006)」に基づく業務類型区分

グループ	区分	類型
	同窓会、同好会等構成 員相互の親睦、連絡、 意見交換を主たる目的 とするもの	1 同窓会 2 県人会 3 地縁的団体(町内会、自治会、その連合会等) 4 同好会(趣味のグループ) 5 顕彰団体 6 その他親睦、連絡意見交換団体
1.共益型	特定団体の構成員又は 特定職域の者のみを対 象とする福利厚生、相 互救済等を主たる目的 とするもの	7 互助・共済団体 8 職域団体A (特定の職能や資格を持つ個人の集合する団体: 医師、税理士、コンサージュ、キャリアカウンセラー等) 9 職域団体B (特定の種類の法人の集合する団体: 特定日刊紙販売、特定社の中古車販売等) 10 職域団体C (特定の業界に属する法人等の集合する団体: 外食産業、学校給食業、破棄物リサイクル業等)

<sup>14.</sup> 初谷勇『公共マネジメントとNPO政策』ぎょうせい(2012年)49頁以下。

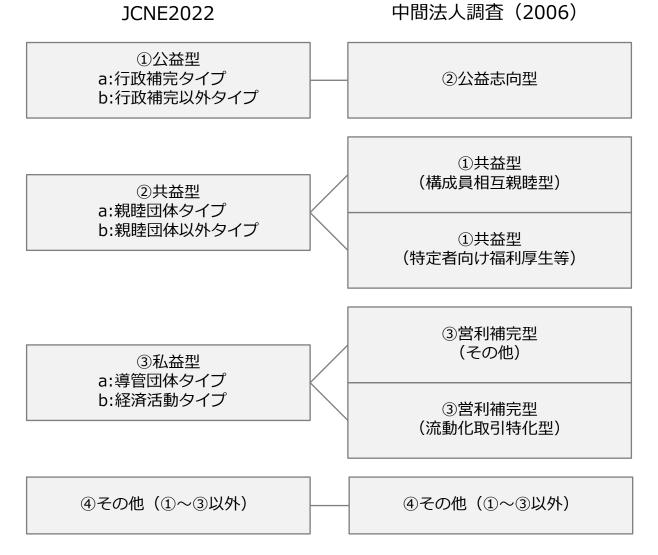
<sup>15.</sup> 初谷勇『公共マネジメントとNPO政策』ぎょうせい(2012年)63頁~73頁。

図表0-9:「中間法人全国実態調査(2006)」に基づく業務類型区分

グループ	区分	類型
2.公益志向型	19 公衆衛生の向上(保保 20 児労者の高上 21 勤労育による国民の心 23 スポーツによる国民の心 24 犯罪の防止(地域 25 治安の維持 26 事不知の推進・自動の 27 平和の推進・信教の 28 平和の推進・信教の 29 思対は同参解の保 30 男際相互理解の保 30 男際相互理解の保 31 国際球環境保全、33 に 34 国土のの 35 国政の健全変解の 36 国政の健全の発展 37 情報社会の健全な発展 38 地域社会の健全な発展	学年の健全育成 学の健全な発達と人間性の涵養(社会教育の推進) の心身の健全な発達と人間性の涵養(スポーツの振興) 全活動) 或安全活動、災害救援活動) 成止・根絶(人権の擁護) 表現の自由の尊重・擁護 形成(の促進) 造海外経済協力(国際協力) 自然環境の保護・整備(環境の保全) 保全 保全 保全 による国民生活の安定向上 の安定供給の確保 養・増進(消費者保護)
3.営利補完型	下記以外	43 ゴルフクラブ 44 企業支援 45 リース取引支援 46 事業再生 47 地域金融機能高度化
	「流動化取引」特化型	48 資産流動化 49 不動産流動化 50 債権流動化
4.その他	51 その他	

出所:初谷勇『公共マネジメントとNPO政策』ぎょうせい(2012年)p68~p69より作成。

# 図表0-10: JCNE2022調査の分析軸と「中間法人調査(2006)」の対応関係



# ②業種区分

#### (a)業種による分類

JCNE2022においては、前述の税法区分及び利益区分の2つの軸を主眼に置いて分析を進めることとしたが、一般法人はどのような分野・業界で事業活動を行っているのかを把握するために、業種分類による区分を試みた。

非営利組織の業種区分としては、公益法人認定法に定める「公益目的事業」分類や特定非営利活動促進法に定める「特定非営利活動」分類などの利用が考えられるところ(図表0-11、図表0-12参照)、JCNE2022においては、総合的な業種分類基準である日本標準産業分類を用いて業種区分を試みた。

ただし、日本標準産業分類は、非営利組織に特化した業種分類ではないことから、必ずしも適確な分類が実現するとは限らない。そのため、分析の切り口として適切な結果が得られない可能性に鑑み16、JCNE2022においては、調査対象法人がどのような業種に分類されたのかという結果を確認することに留めた(業種分類結果については、図表12-2、図表12-2-A参照)。

# (b) 日本標準産業分類と業種分類

日本標準産業分類とは、日本の公的な統計における産業分類を定めたもの(総務省告示)で、1949年10月制定以来改定が重ねられ、現在は2013年10月改定 (第13回改定)版が使用されている。

分類は、大分類・中分類・小分類・細分類の4段階構成で、大分類20、中分類99、小分類530、細分類1,460に分かれている(図表0-13参照)。金融機関における業種区分も、基本的にこの区分に従っている。本調査でも回答数が最多となった「R サービス業」の構成を細分類まで例示すると、以下のようになる(図表0-14参照)。今回業種区分を行うにあたっては、細分類・小分類レベルで確認を行い、中分類・大分類で集計を行った(図表12-2、図表12-2-A参照)。

日本標準産業分類は、大分類・中分類それぞれに置かれている「総説」において大分類・中分類の業種が定義されており、小分類の下に分類されている細分類においてさらに詳しく定義されている。細分類では、ある業種が含まれるかどうか〇×で例示列挙されている。実際の分類作業では、細分類で示されている例示業種に一致しないケースも多いため、業種の定義や例示から類推する方法によって業種の分類作業を行った。

16. 実際に、業種分類を行った結果では、大分類「R サービス業(他に分類されないもの)」に含まれる中分類「93:政治・経済・文化団体」だけで290件、有効回答数の41%を占めるなど、特定業種への集中がみられた(図表0-14、図表12-2-A参照)。

#### 図表0-11:参考:公益目的事業(公益法人認定法)

- ① 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- ② 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- ③ 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援 を目的とする事業
- ④ 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- ⑤ 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- ⑥ 公衆衛生の向上を目的とする事業
- ⑦ 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- ⑧ 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- ⑨教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- ⑩ 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- ⑪ 事故又は災害の防止を目的とする事業
- ① 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的と する 事業
- ③ 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 倒 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- ⑤ 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的 とする事業
- ⑤ 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- ① 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- ⑩ 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- ② 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民 生活の安定向上を目的とする事業
- 21国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 22一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 23前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

出所:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 別表(第2条関係)

# 図表0-12:参考:特定非営利活動(特定非営利活動促進法)

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- 即 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- ⑪ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 動 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ②前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

出所:特定非営利活動促進法 別表(第2条関係)

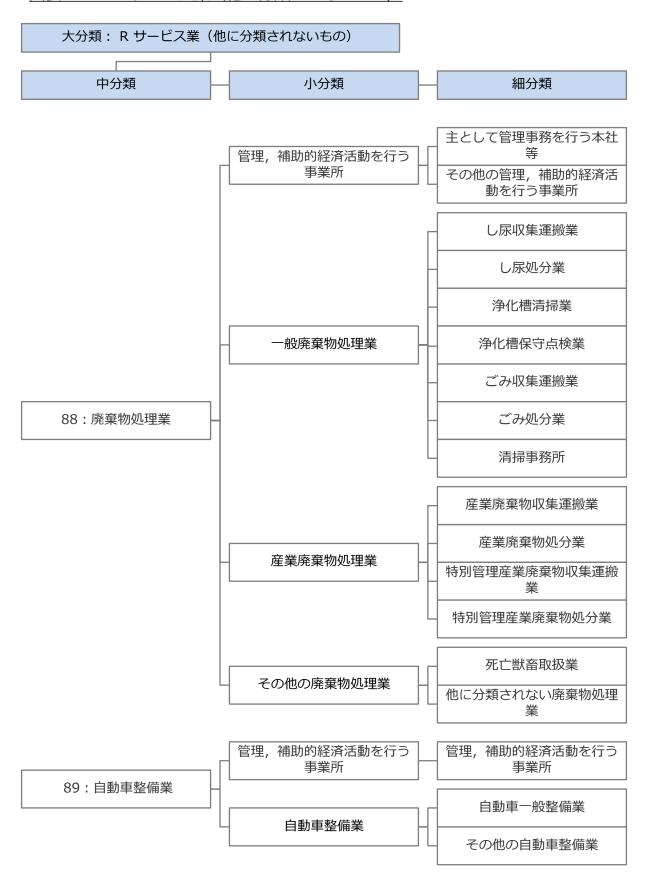
図表0-13:日本標準産業分類

数字は業種コード数

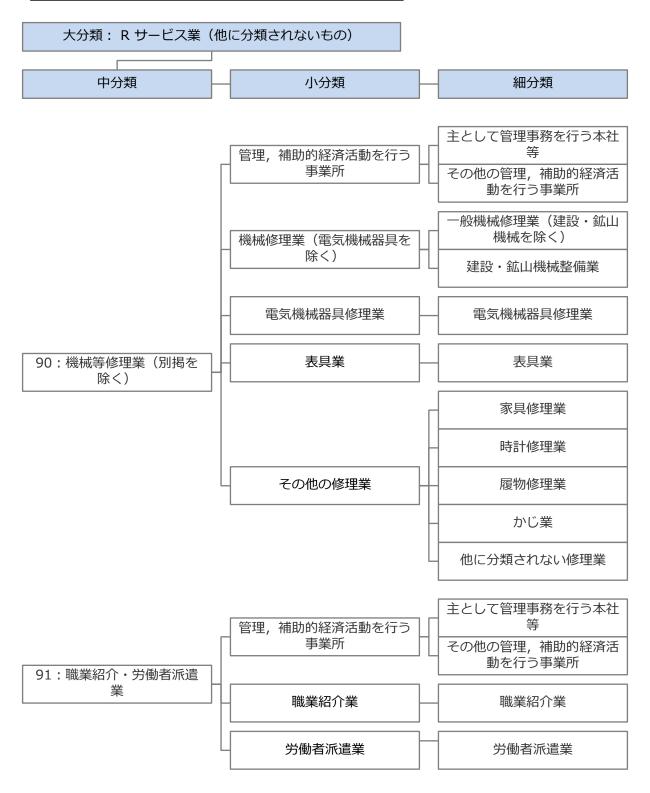
	大分類	中分類	小分類	細分類
Α	農業,林業	2	11	33
В	漁業	2	6	21
С	鉱業,採石業,砂利採取業	1	7	32
D	建設業	3	23	55
E	製造業	24	177	595
F	電気・ガス・熱供給・水道業	4	10	17
G	情報通信業	5	20	45
Н	運輸業,郵便業	8	33	62
I	卸売業, 小売業	12	61	202
J	金融業,保険業	6	24	72
K	不動産業,物品賃貸業	3	15	28
L	学術研究、専門技術サービス業	4	23	42
M 宿泊業,飲食サービス業		3	17	29
N	生活関連サービス業, 娯楽業	3	23	69
0	教育, 学習支援業	2	16	35
Р	医療, 福祉	3	18	41
Q	複合サービス事業	2	6	10
R	サービス業 (他に分類されないもの)	9	34	66
S	公務(他に分類されるものを除く)	2	5	5
Т	分類不能の産業	1	1	1
	合計 20	99	530	1,460

総務省「日本標準産業分類」第13回改定(2013年10月改定)

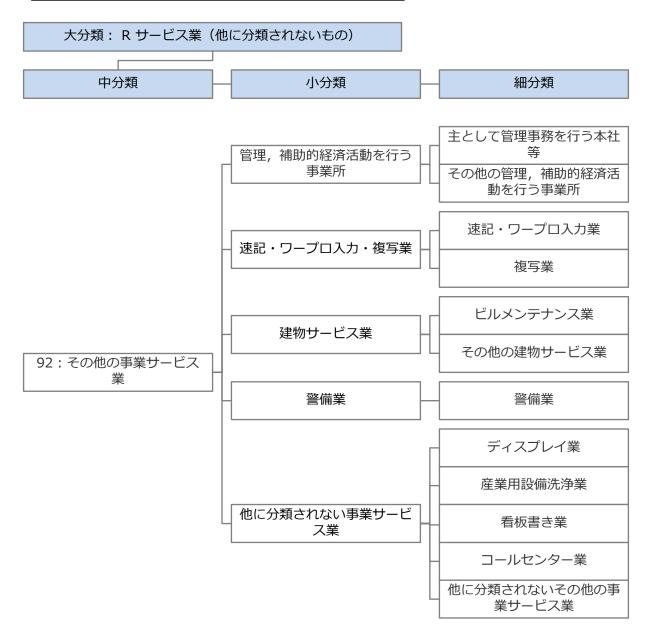
# 図表0-14: R サービス業(他に分類されないもの)



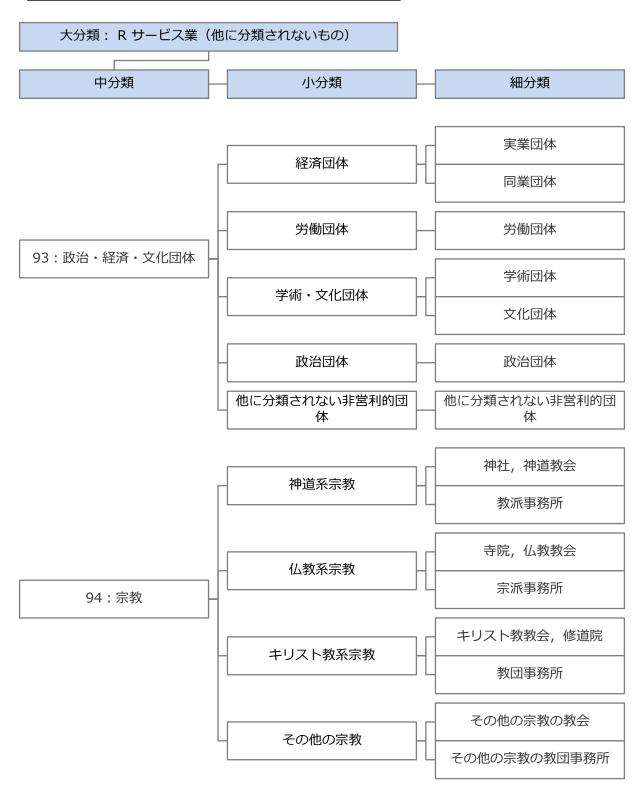
# 図表0-14: R サービス業(他に分類されないもの)



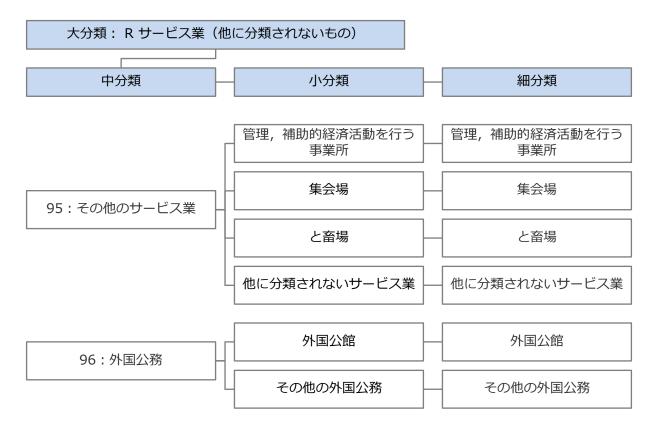
# 図表0-14:R サービス業(他に分類されないもの)



図表0-14:R サービス業(他に分類されないもの)



# 図表0-14:R サービス業(他に分類されないもの)



# ③経過年数区分

## 設立経過年数による分類

JCNE2022では、前述の税法区分及び利益区分の2つの軸を主眼に置いて分析を進めるが、設立経過年数によって、法人の財政状況などに差異が生じることは十分に考えられる。そこで、2.調査結果(3)財政(Q10-1~Q11-3)及び(4)事業における「他者との連携・協働(Q13)」「困りごと(Q14)」について、設立経過年数によるクロス集計を行った(Q10-1~Q11-3:図表10-1-B、図表10-2-B、図表11-1-B、図表11-2-B、図表11-3-B参照。Q13・Q14:図表13-B1、図表13-B2、図表14-D1、図表14-D2参照)。

設立後の経過年数の区切り方は様々に考えられるところ、設立経過年数が10年以内の「Newタイプ」と10年を超える「Oldタイプ」に分けることとした。アンケート回答の期限月である2022年9月末を基準として、2022年10月1日以降の設立法人を「Newタイプ」、同年9月30日以前の設立法人を「Oldタイプ」とした。Oldタイプは、その45%が一般法人法施行前の法人ということになる(図表0-4参照)。

- Oldタイプ:経過年数10年超(2012年9月30日以前に設立された法人)
- Newタイプ:経過年数10年以内(2012年10月1日以後に設立された法人)

#### **4JCNE2022のクロス集計分析**

以上の通り、JCNE2022においてクロス集計を行った結果を以下の図表に示す (図表0-15参照)。

# 図表0-15: JCNE2022のクロス集計分析

	Q番号	項目	税法区分	利益区分	経過年数区分
	1-1	税法による法人区分	_	_	-
	1-2	法人区分の理由	-	_	-
	2	一般法人設立前の事業の実施	_	_	_
1:対象法人	3	設立時社員・設立者	0	0	_
	4	公益法人化の意向	一 一   点の人数 人数別○   人数別○ 人数別○   人数別○ 人数別○   人数別○ 人数別○   一 一   一 一   ○ ○	-	
	5 代表者のプロフィール - <t< td=""><td>_</td><td>_</td></t<>	_	_		
	6	監事のプロフィール	-		-
	7-1	社員の人数・評議員の人数	人数別〇	人数別〇	-
	7-2	理事の人数	人数別〇	人数別〇	-
2:人的資源	7-3	監事の人数	人数別〇	- 人数別〇 人数別〇 人数別〇 - - - 〇 〇 〇	-
2.人可見版	8	雇用者の人数	人数別〇	人数別〇	-
	9-1	代表者の募集方法	-	_	-
	9-2	代表者の決定方法	-	_	-
	10-1	年間の経常支出額	0	0	0
	10-2	人件費の割合	0	0	0
3:財政	11-1	年間の経常収入額	0	0	0
	11-2	貰った収入の割合	0	0	0
	11-3	監事の人数 人数別〇 人数日 日	0	0	
	12-1	定勢の日的		0	_
	12 1		税法区	区分×対象区分	ं ○
   4:事業	12-2	目的達成のための最重要事業		業種別分類	
1177	13	他者との連携・協働	_	0	0
	14	困りごと	0	0	0
	13/14	他者との連携・協働×困りごと		0	
	15	社員総会・評議員会の開催	0	0	_
5:組織運営	16	理事会(役員会)の開催	0	0	_
	17	事業計画・予算の策定	0	0	_
	18	ホームページ・SNSの活用	0	0	_
6:情報公開・ 情報発信	19	ディスクロージャー	0	0	_
	20	意見・主張の発信の取組み	0	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	_